

新規上場申請のための半期報告書

株式会社KOMPEITO

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年 8 月12日
【中間会計期間】	第14期中(自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日)
【会社名】	株式会社KOMPEITO
【英訳名】	KOMPEITO Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 渡邊 瞬
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田二丁目28番 5 号
【電話番号】	03-6419-7144 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 武富 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田二丁目28番 5 号
【電話番号】	03-6419-7144 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 武富 健二

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	17
第4【経理の状況】	18
1【中間連結財務諸表】	19
2【その他】	33
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	34
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 中間連結会計期間
会計期間	自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日
売上高 (千円)	4,467,923
経常利益 (千円)	477,929
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	424,804
中間包括利益 (千円)	426,499
純資産額 (千円)	1,227,873
総資産額 (千円)	3,687,539
1株当たり中間純利益 (円)	43.13
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	33.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	276,948
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△67,099
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△135,752
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	1,603,831

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社は、2026年5月20日開催の取締役会決議に基づき、2026年6月18日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、株式会社優食の全株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、資源価格の高騰や為替変動による物価の上昇などの影響を受け、個人消費等の一部において足踏みが残るものの、雇用及び所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により緩やかな景気の回復が見られました。一方で先行きについては、不安定な国際情勢を背景とした原材料価格・エネルギー価格の高騰や世界的な金融引締めによる景気への影響が懸念され、また円安に伴う物価上昇の長期化や人手不足による人件費増加も懸念されるなど、依然として不透明な状況が続いております。

当社は「世の中にシゲキをつくる」というミッションの下、オフィスですべて健康的な食事ができる「置き型健康食」OFFICE DE YASAI(オフィスでやさい)サービスを軸に運営しております。

経済動向の不透明な状況下、及び人手不足の環境下の中で自社従業員に対する福利厚生の見直しニーズが見られ、より多くの企業様へ導入検討をいただけるようになりました。また、地域によって商品構成を変更する地産地消の動きや、地方の特産品のオフィスワーカーへの認知向上へ繋がるサンプリングの取組みを加速化させる等、サービスの一層の価値向上に挑戦しております。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は4,467百万円、営業利益は478百万円、経常利益は477百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は424百万円となりました。

なお、当社グループは福利厚生サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

②財政状態の状況

(資 産)

当中間連結会計期間末における総資産は3,687百万円となり、前連結会計年度末に比べ780百万円増加しました。これは主に、現金及び預金の増加が74百万円、売掛金の増加が385百万円、建物の増加が76百万円、のれんの増加が35百万円あったことによるものであります。

(負 債)

当中間連結会計期間末における負債は2,459百万円となり、前連結会計年度末に比べ356百万円増加しました。これは主に、未払法人税等の増加が190百万円、買掛金の増加が54百万円、未払金の増加が39百万円、未払費用の増加が29百万円あったことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は1,227百万円となり、前連結会計年度末に比べ424百万円増加しました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益の計上等による利益剰余金の増加が422百万円あったことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ74百万円増加し1,603百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は276百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益485百万円、仕入債務の増加38百万円等により資金が増加したのに対して、売上債権の増加342百万円等により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は67百万円となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出130百万円、投資有価証券の売却による収入57百万円、保険積立金の解約による収入32百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は135百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出105百万円によるものであります。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は30百万円であります。なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売の実績に著しい変動はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

株式譲渡契約

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、株式会社優食の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。この契約に基づき、2025年10月1日付で当該株式の取得を完了しております。

なお、詳細につきましては「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000
A種優先株式	2,500,000
B種優先株式	2,500,000
C1種優先株式	1,250,000
C2種優先株式	1,250,000
D種優先株式	2,500,000
計	12,500,000

(注) 2026年6月17日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数は38,778,000株増加し39,340,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2026年4月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	51,282	51,282	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
A種優先株式	12,250	12,250		(注) 1
B種優先株式	13,900	13,900		
C1種優先株式	34,924	34,924		
C2種優先株式	5,000	5,000		
D種優先株式	23,334	23,334		
計	140,690	140,690	—	—

(注) 1. 優先株式の内容は以下のとおりであります。

I 残余財産の分配

- 当社は、D種優先株式の保有者（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録質権者」という。）に対し、A種優先株式の保有者、B種優先株式の保有者及びC種優先株式の保有者（それぞれ以下「A種優先株主」、「B種優先株主」及び「C種優先株主」といい、D種優先株主と併せて「優先株主」と総称する。）又はA種優先株式の登録株式質権者及びB種優先株式の登録株式質権者（それぞれ以下「A種優先登録質権者」及び「B種優先登録質権者」といい、C種優先登録質権者と併せて「優先登録質権者」という。）及び普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき金45,855円（以下「D種優先分配額」と総称する。）を支払う。
- 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、当社は、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、D種優先株主又はD種優先登録質権者、及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C1種優先株式1株につき金37,619円、C2種優先

株式1株につき金2,000円（以下「C種優先分配額」と総称する。）を支払う。

- 3 前二項による分配の後なお残余財産がある場合には、当会社は、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者、D種優先株主又はD種優先登録質権者、及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、金21,650円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。
- 4 前三項による分配の後なお残余財産がある場合には、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者、D種優先株主又はD種優先登録質権者、及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、金12,000円（以下「A種優先分配額」といい、B種優先分配額、C種優先分配額及びD種優先分配額と併せて「優先分配額」と総称する。）を支払う。
- 5 前四項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者及び優先株主又は優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、優先株主又は優先登録質権者に対しては、前四項の分配額に加え、優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定める取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
- 6 優先分配額は、下記の定めに従い調整される。
- (1) 優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、優先分配額は以下のとおり調整される。
- なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、優先分配額は以下のとおり調整される。
- なお、下記算式の「既発行優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行優先株式数」は「処分する自己株式（優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{既発行} & & \text{当該調整} & & \text{新発行} & & \text{1株当たり} \\ \text{優先株式数} & \times & \text{前分配額} & + & \text{優先株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後分配額} = & \frac{\text{既発行優先株式数} + \text{新発行優先株式数}}{\text{既発行優先株式数} + \text{新発行優先株式数}} \end{array}$$

- (3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権

優先株主は、優先株主となった時点以降いつでも、保有する優先株式の全部又は一部につき、当会社が優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

- (1) 優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数
- 優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{取得比率} = \frac{\text{優先株式の基準価額}}{\text{優先株式の基準価額}}$$

取得価額

(2) 上記(1)の優先株式の基準価額及び取得価額は、当初、以下のとおりとする。

- ① A種優先株式1株につき、12,000円
- ② B種優先株式1株につき、21,650円
- ③ C1種優先株式1株につき、37,619円
- ④ C2種優先株式1株につき、2,000円
- ⑤ D種優先株式1株につき、45,855円

III 取得価額等の調整

「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定める優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」の取得価額（以下「取得価額」という。）は、下記に定める調整式に基づき調整される。調整後の取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、優先株式の取得請求権の行使による場合、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

記

$$\begin{array}{ccccccc} \text{既発行} & & \text{当該調整前} & & \text{新発行} & & 1 \text{株当たり} \\ \text{株式数} & \times & \text{取得価額} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \hline \text{調整後取得価額} = & \frac{\quad}{\quad} \\ & \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \end{array}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数と、(ii)発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定める優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)各優先株式につき、当該優先株式の発行済株式総数の過半数を有する優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii)当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合（但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。）には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又は優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式の数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

Ⅳ 普通株式と引換えにする取得

当会社は、優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ 取得価額等の調整」の定めを準用する。但し、優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

Ⅴ 議決権

- 1 各種の優先株主は、当会社の株主総会のほか、当該種類の優先株主を構成員とする種類株主総会において、優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- 2 前項に加え、A種優先株主及びB種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主は、A種優先株主とB種優先株主とC種優先株主とD種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「優先株主総会」という。）において、優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 種類株主総会において決議を要する事項

- 1 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、普通株主を構成員とする種類株主総会、A種優先株主を構成員とする種類株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会、C1種優先株主又はC2種優先株主を構成員とする各種類株主総会、及びD種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
 - 2 下記の各事項のうち、会社法又は定款において株主総会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項とし、当会社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、事前に優先株主総会の決議を得るものとする。
 - (1) 自己株式の取得、株式分割、株式併合、又は単元株の設定
 - (2) 知的財産権又は1000万円以上の財産の処分
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 取締役、監査役、会計参与、会計監査人及び代表取締役の選任及び解任
 - (5) 取締役、監査役及び会計参与の報酬等の決定
 - (6) 合併、事業譲渡、会社分割、株式交換又は株式移転
 - (7) 増資又は減資
 - (8) 解散決議又は清算手続の開始
 - (9) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立、又はこれらに準ずる手続の申立
 - (10) 株式、新株予約権、新株予約権付社債、又は社債の発行又は処分。但し、「Ⅲ 取得価額等の調整」の第1号①に定める潜在株式等の取得原因の発生による場合を除く。
 - (11) 定款の変更
 - (12) 会社法上取締役会の承認を要する当会社の取締役との取引
 - (13) 「Ⅲ 取得価額等の調整」の第3号に基づく取得価額及び優先株式の基準価額の調整
 - (14) 株式譲渡の承認
2. 当社は、2026年5月20日開催の取締役会決議に基づき、2026年6月4日付でA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式及びD種優先株式の全てについて、定款に定める取得条項に基づき取得し、対価として当該優先株主に対して当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した全てのA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式及びD種優先株式については、2026年6月4日付で会社法第178条の規定に基づき全て消却しております。
3. 当社は、2026年5月20日開催の取締役会決議に基づき、2026年6月18日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。
4. 2026年6月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。
- (2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当中間連結会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権

決議年月日	2025年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 121 当社子会社役員 2
新株予約権の数(個) ※	8,278 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,257 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	36,684 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2027年11月28日～2035年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 36,684 資本組入額 18,342

新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※新株予約権の発行時(2025年11月28日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\frac{\text{調整後付与株式数}}{\text{数}} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{数}} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後払込金額}}{\text{額}} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後払込金額}}{\text{額}} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができない。
 - ④ 1 個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
 - ⑤ 取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができない。
 - ⑥ 新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは、次のとおりであります。
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
当社普通株式 8,278 株とし、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、以下に準じて決定する。
当社が新株予約権発行後、株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整する必要がある場合には、当社の取締役会において合理的な範囲で適切に必要と認める株式の数の調整を行う。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、以下で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金36,684円とする。

なお、当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価（ただし、株式上場前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。以下同様とする。）を下回る価額で、普通株式を新規に発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使に伴う場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株あたり払込金額」を「１株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整する必要が生じた場合には、当社の取締役会において、合理的な範囲で適切に必要と認める行使価額の調整を行う。

（５）新株予約権を行使することができる期間

令和９年１１月２８日から令和１７年１１月２７日とする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

（６）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができない。
- ④ １個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- ⑤ 新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

（７）増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画の議案が株主総会で承認、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の議案が株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされた場合は、当社グループは新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 「新株予約権の行使条件」の定めにより、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合、新株予約権者が権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、当社グループは当該新株予約権者が有する新株予約権をただちに無償で取得することができる。

決議年月日	2026年2月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社社員 1
新株予約権の数(個) ※	14 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 14 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	36,684 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2028年2月20日～2036年2月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 36,684 資本組入額 18,342
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※新株予約権の発行時(2026年2月20日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{数}} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{数}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}} \right)}{\text{数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができない。
 - ④ 1 個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
 - ⑤ 取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができない。
 - ⑥ 新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは、次のとおりであります。
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当社普通株式8,278株とし、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、以下に準じて決定する。

当社が新株予約権発行後、株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整する必要がある場合には、当社の取締役会において合理的な範囲で適切に必要と認める株式の数の調整を行う。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為

の条件等を勘案のうえ、以下で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金36,684円とする。

なお、当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価（ただし、株式上場前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。以下同様とする。）を下回る価額で、普通株式を新規に発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使に伴う場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整する必要がある場合には、当社の取締役会において、合理的な範囲で適切に必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

令和9年11月28日から令和17年11月27日とする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができない。

④ 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。

⑤ 新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

⑥ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(7) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、そ

の端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画の議案が株主総会で承認、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の議案が株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされた場合は、当社グループは新株予約権を無償で取得することができる。
- ②「新株予約権の行使条件」の定めにより、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合、新株予約権者が権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、当社グループは当該新株予約権者が有する新株予約権をただちに無償で取得することができる。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年2月28日	—	普通株式 51,282 A種優先株式 12,250 B種優先株式 13,900 C1種優先株式 34,924 C2種優先株式 5,000 D種優先株式 23,334	—	10,000	—	1,446,600

(5) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
渡邊瞬	神奈川県藤沢市	32,880	23.37
JICベンチャー・グロース・フ ンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門1-3-1	14,994	10.66
IF Growth Opportunity Fund I, L.P. (常任代理人: S M B C 日興 証券株式会社)	Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive PO Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands INCUBATE FUND MANAGEMENT PTE. LTD.	12,813	9.11
ニッセイ・キャピタル7号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目六番六号	12,533	8.91
ニッセイ・キャピタル11号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目三番二 号 郵船ビルディング四階	10,632	7.56
ニッセイ・キャピタル9号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目六番六号	9,235	6.56
インキュベイトファンド2号投資 事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目九番一号	7,891	5.61
キューピー株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目四番十三号	5,832	4.15
あおぞらHYBRID3号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	4,362	3.10
鈴与株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11番1号	3,781	2.69
計	—	114,953	81.71

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,282 A種優先株式 12,250 B種優先株式 13,900 C1種優先株式 34,924 C2種優先株式 5,000 D種優先株式 23,334	140,690	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	140,690	—	—
総株主の議決権	—	140,690	—

② 【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2026年 2 月 28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 529, 241	1, 603, 831
売掛金	686, 776	1, 072, 512
棚卸資産	※ 183, 471	※ 206, 774
前払費用	46, 459	64, 565
その他	46, 177	27, 252
貸倒引当金	△16, 593	△27, 770
流動資産合計	2, 475, 532	2, 947, 165
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	89, 056	165, 687
工具、器具及び備品（純額）	28, 672	31, 342
機械及び装置（純額）	94, 103	114, 540
建設仮勘定	－	317
その他（純額）	8, 298	30, 741
有形固定資産合計	220, 131	342, 630
無形固定資産		
のれん	21, 086	57, 052
その他	3, 220	5, 724
無形固定資産合計	24, 306	62, 776
投資その他の資産		
敷金及び保証金	78, 051	89, 576
繰延税金資産	106, 178	242, 394
その他	3, 637	4, 276
貸倒引当金	△1, 279	△1, 279
投資その他の資産合計	186, 588	334, 966
固定資産合計	431, 026	740, 373
資産合計	2, 906, 559	3, 687, 539

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 8 月31 日)	当中間連結会計期間 (2026年 2 月28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	267,323	321,587
1 年内返済予定の長期借入金	185,964	217,679
未払金	279,478	318,947
未払費用	103,645	133,385
未払法人税等	7,545	198,286
未払消費税等	52,941	97,981
契約負債	57,079	56,121
賞与引当金	—	350
その他	19,714	26,505
流動負債合計	973,692	1,370,843
固定負債		
社債	300,000	300,000
長期借入金	813,372	770,592
資産除去債務	16,114	16,137
その他	—	2,093
固定負債合計	1,129,486	1,088,822
負債合計	2,103,179	2,459,666
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	1,446,600	1,446,600
利益剰余金	△647,861	△225,063
株主資本合計	808,738	1,231,537
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△5,858	△4,163
その他の包括利益累計額合計	△5,858	△4,163
新株予約権	500	500
純資産合計	803,380	1,227,873
負債純資産合計	2,906,559	3,687,539

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	4,467,923
売上原価	1,522,977
売上総利益	2,944,946
販売費及び一般管理費	※ 2,466,171
営業利益	478,775
営業外収益	
受取利息	1,894
補助金収入	2,750
為替差益	3,226
その他	4,877
営業外収益合計	12,748
営業外費用	
支払利息	8,816
社債利息	4,463
その他	314
営業外費用合計	13,593
経常利益	477,929
特別利益	
固定資産売却益	2,836
投資有価証券売却益	5,036
特別利益合計	7,872
特別損失	
固定資産除却損	443
特別損失合計	443
税金等調整前中間純利益	485,359
法人税等	60,554
中間純利益	424,804
親会社株主に帰属する中間純利益	424,804

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益	424,804
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	1,694
その他の包括利益合計	1,694
中間包括利益	426,499
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	426,499
非支配株主に係る中間包括利益	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	485,359
減価償却費	22,278
のれん償却額	6,073
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	10,836
賞与引当金の増減額 (△は減少)	350
受取利息	△1,894
支払利息	8,816
社債利息	4,463
為替差損益 (△は益)	△3,172
補助金収入	△2,750
固定資産売却損益 (△は益)	△2,836
固定資産除却損	443
投資有価証券売却損益 (△は益)	△5,036
売上債権の増減額 (△は増加)	△342,947
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△21,204
前払費用の増減額 (△は増加)	△18,043
長期前払費用の増減額 (△は増加)	90
仕入債務の増減額 (△は減少)	38,474
未払金の増減額 (△は減少)	36,328
未払費用の増減額 (△は減少)	17,143
未払消費税等の増減額 (△は減少)	40,097
契約負債の増減額 (△は減少)	△957
その他	24,650
小計	296,562
利息の受取額	2,127
利息の支払額	△13,283
補助金の受取額	2,750
法人税等の支払額	△11,208
営業活動によるキャッシュ・フロー	276,948
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△14,629
有形固定資産の売却による収入	13,270
投資有価証券の売却による収入	57,037
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△130,606
事業譲受による支出	△13,425
敷金及び保証金の回収による収入	320
敷金及び保証金の差入による支出	△11,414
保険積立金の解約による収入	32,300
その他	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	△67,099
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△30,000
長期借入金の返済による支出	△105,752
財務活動によるキャッシュ・フロー	△135,752
現金及び現金同等物に係る換算差額	493
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	74,590
現金及び現金同等物の期首残高	1,529,241
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,603,831

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当中間連結会計期間において、株式会社優食の全株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
商品	161,056千円	175,957千円
製品	3,839 "	7,321 "
原材料	18,523 "	23,170 "
貯蔵品	53 "	326 "
計	183,471千円	206,774千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給料及び手当	533,431千円
広告宣伝費	401,472 "
荷造運賃	541,600 "
貸倒引当金繰入額	12,758 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	1,603,831千円
現金及び現金同等物	1,603,831千円

(株主資本等関係)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは福利厚生サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、当中間連結会計期間において、株式会社優食の株式を100%取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び取得する事業の内容

被取得企業の名称	株式会社優食
事業の内容	配食サービス事業

(2) 企業結合を行った主な理由

給食市場の一部である設置型社食から給食事業本丸への拡大と「サブスク型サービス」「食品の定期配送」という点で当社グループ事業と類似性がありノウハウの横展開を狙える点に加えて、健康冷凍弁当や配食弁当の領域での協業を狙うことが可能となり、当社グループ顧客の多様なニーズに応えることができるようになるため。

(3) 企業結合日

2025年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 中間連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年2月28日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	200,000千円
取得原価		200,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 29,825千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

35,385千円

(2) 発生原因

今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	112,461千円
固定資産	222,348千円
資産合計	334,810千円

流動負債	100,122千円
固定負債	70,074千円
負債合計	170,196千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、福利厚生サービス業を展開する単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、主要なサービスの種類及び取引形態により収益を分解した情報は以下のとおりであります。

なお、継続取引とは主にサブスクリプション型の取引で、一定の期間にわたり移転される財又はサービスであります。単発取引はそれ以外の取引であり、一時点で移転される財又はサービスであります。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
一時点で移転される財又はサービス	1,592,179
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,875,744
顧客との契約から生じる収益	4,467,923
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,467,923

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	43円13銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	424,804
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	424,804
普通株式の期中平均株式数(株)	9,848,300
(うち普通株式(株))	(3,589,740)
(うちA種優先株式(株))	(857,500)
(うちB種優先株式(株))	(973,000)
(うちC1種優先株式(株))	(2,444,680)
(うちC2種優先株式(株))	(350,000)
(うちD種優先株式(株))	(1,633,380)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式及びD種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
3. 当社は、2026年6月18日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、定款に定める取得条項に基づき、発行済優先株式の全てであるA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式及びD種優先株式を取得することを決議し、2026年6月4日付で自己株式として当社が取得し、対価として各優先株主に対して各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当社が取得した全ての優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は2026年6月17日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

1. 取得及び消却した株式数

A種優先株式 12,250株

B種優先株式 13,900株

C1種優先株式 34,924株

C2種優先株式 5,000株

D種優先株式 23,334株

2. 交換により交付した普通株式数 89,408株

3. 交換後の発行済普通株式数 140,690株

(株式分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更)

当社は、2026年5月20日開催の取締役会決議に基づき、2026年6月18日付で株式分割を実施いたしました。また、2026年6月17日開催の臨時株主総会において、単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更を含む定款の一部変更について決議しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年6月17日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、70株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数 140,690株

今回の分割により増加した株式数 9,707,610株

株式分割後の発行済株式総数 9,848,300株

株式分割後の発行可能株式総数 39,340,000株

(3) 分割の日程

基準日 2026年6月17日

効力発生日 2026年6月18日

(4) 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 定款の一部変更

本株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年6月18日付で、当社定款に定める発行可能株式総数を562,000株から39,340,000株に変更しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月5日

株式会社 KOMPEITO
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

根岸 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

植木 健太

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社KOMPEITOの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KOMPEITO及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監

査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められ

る企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上